



福祉課長
はやかわ よしあき
早川 義昭

87
はちじゅう
しち

広げよう、やさしい福祉、
あったかい福祉！

◎ 福祉課 [本庁舎 1階]

福祉課は総務係、保護係、主査（地域福祉計画担当）の3係13人で福祉のまちづくりを進めています。

総務係は、皆さんが生活の中でかかえているさまざまな課題や問題の相談を受け付け支援を行っている民生委員児童委員の事務局を担当しています。そのほか、保健福祉サービスについて市民の声を受け付ける保健福祉オンブズマンなどの事務局を担当し、皆さんが自分らしく、自立した生活のできる、住みやすいまちづくりを目指しています。

保護係は、収入が少なく生活に困っている世帯について、最低限の生活を保障する生活保護業務を行っています。また、生活保護を受けている方が、一日でも早く自らの力で生活できるように、自立に向けた支援などを行っています。

主査（地域福祉計画担当）は、平成22年度からの第2期地域福祉計画をつくっています。

地域の中で市民がお互いに支え合い、安心して住み続けることのできる『あったかみのあるまち・ちとせ』の実現を目指しています。

【お問い合わせは】

総務係
主査(地域福祉計画担当)

☎(24)0292

保護係

☎(24)0293

『声のラン』～声の「花」を咲かせましょう！

声②

市営住宅への入居を希望していますが、抽選に当たっていません。これから、抽選できるのか？

抽選では、いつ入居できるかわからないため、先行きが不安です。入居が申込順であれば、少しは計画を立てやすいのですが、市営住宅への入居を申込順にできませんか？

笑お合え②

市営住宅の入居希望者は、募集戸数を大きく上回っています。

平成20年度は、133戸の年間総募集戸数に対して、1,559件の応募があり、入居倍率は11.7倍になっています。

入居を希望される方は、失業中の方や年金で生活している方など、経済的な理由をはじめとした諸事情で、住宅に困っている方がほとんどです。

希望者全員が申込順に入居することは、現状では難しく、機会均等を図るために、公開

《60歳代男性》

市営住宅への入居は申込順にできないの？

抽選により入居者を決定しています。

なお、母子世帯や障がいのある方のいる世帯、生活保護世帯、入居の抽選に4回以上落選している方など、一般の方と比較して、より住宅に困っている方には、当選の確率を高める優遇措置をとっています。

抽選倍率が高い状況となっていますが、中高層住宅と比べて建築年度の古い平屋住宅の方が倍率は低いため、比較的に入居しやすくなっています。市営住宅への入居を特にお急ぎの方は、平屋住宅への申し込みをお勧めします。

市営住宅課住宅管理係
☎(24)0427

市の組織には、87種類の課(セクション)があります。(平成21年4月1日現在、派遣職員を所属を除く)皆さんは、市役所がどのような「しごと」をしているのかご存じですか？



市税を納付したのに督促状が来ましたが？

市は納期限までに市税を納付していない方に督促状を発送しています。金融機関で納めた市税の情報を市が確認できるまでに数日かかります。このため、納期限を過ぎてから金融機関で市税を納付したときは、行き違いで督促状が届くことがあります。納付したにも関わらず督促状が届いたときは、市税を納付したときの領収書と督促状に書かれている税目や期別などで、督促状が行き違いであることを確認し、督促状は廃棄してください。

【詳細】納税課納税係 ☎(24)0169

【ワンポイントメモ】

市営住宅の入居募集は、定期的に3ヶ月に一度、その時の空き戸数にあわせて行っています。また、住宅を新築したときは、完成にあわせて随時募集しています。募集を行うときは、広報ちとせで戸数や家賃などの内容を紹介しています。

案内

「いまさら、なかなか聞けないわ」ということはありませんか？小さなことでも、正しく理解していただくために、「イマハナ」コーナーでは、皆さんのささやかな疑問にお答えします。